

# 自動車事故対策費補助金交付要綱実施要領

(自動車事故救急法普及事業)

この要領は、自動車事故対策費補助金のうち、自動車事故救急法普及事業に係る補助金の交付に関して、自動車事故対策費補助金交付要綱の実施細目を定めるものである。

(自動車事故対策費補助金交付申請書)

1. 自動車事故対策費補助金交付申請書の記載事項等は、次のとおりとする。

(1) 「補助対象事業の種別」の欄には、「自動車事故救急法普及事業」と記入すること。

(2) 「補助対象事業の内容」の欄には、「別紙1 平成 年度自動車事故救急法普及事業計画書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。

(3) 「補助対象経費」の欄には、「別紙2 平成 年度自動車事故救急法普及事業経費所要額調書のとおり」と記入し、別紙2に必要事項を記入して添付すること。

(4) 「添付書類(4) その他補助金の交付に関して参考となる書類」には、以下の から までの書類を添付すること(様式自由)。

定款、寄附行為又はその他同種の規約等

組織構成・体制がわかる書類(会員名簿、事務所数、構成員数等)

直近の収支予算書、決算書及び事業報告書

主たる事務所がわかる書類(会社登記簿等)

当該補助対象事業終了後に、その事業の成果・効果等の報告を行うこと  
の確約書

別紙において添付することを定めている書類等

(補助対象事業実績報告書)

2. 補助対象事業実績報告書の記載事項等は、次のとおりとする。

(1) 「補助対象経費」の欄には、「別紙1 平成 年度自動車事故救急法普及事業経費報告書のとおり」と記入し、別紙1に必要事項を記入して添付すること。

(2) 「完了した補助対象事業の概要」の欄には、「別紙2 平成 年度自

動車事故救急法普及事業実績報告書のとおり」と記入し、別紙 2 に必要事項を記入して添付すること。

(3) 「その他参考となる事項」には、以下の から までの書類を添付すること(様式自由)。

当該補助対象事業の実施における成果・効果等を明らかにした報告書(当該報告書を実績報告書に添付することが困難な場合には、補助対象事業終了後 1 ヶ月以内の日までに提出することの確約書を添付すること。)

別紙において添付することを定めている書類等

上記 及び の書類の他に、別途提出を求められた書類等



( 交付申請書 )  
別紙 2

平成 年度自動車事故救急法普及事業経費所要額調書

補助対象事業の内訳	支出予定額 (A)	積算内訳	事業費財源区分等					
			事業収入予定額 (B)	補助対象事業費 (C) = (A - B)	(A)に補助率を 乗じた額 (D)	補助金申請額 (E)	自己負担額 (F) = (C - E)	計 (G) = (B + E + F)
	円		円	円	円	円	円	円
合計								

- (注) 1. 「補助対象事業の内訳」の欄には、自動車事故救急法普及事業を実施する上で必要な経費の費目（講師謝金、旅費、会場費、教材費等）を記入すること。  
 2. 「積算内訳」の欄には、支出予定額（A）の算出根拠となる単価、計算式等を記入し、関連する書類（見積書、価格表等）を添付すること。  
 3. 「補助金申請額（E）」の欄には、「補助対象事業費（C）」又は「(A)に補助率を乗じた額（D）」のいずれか低い額を記入すること。

平成 年度自動車事故救急法普及事業経費報告書

補助対象事業の内訳	支出済額 (A)	積算内訳	事業費財源区分等					
			事業収入済額 (B)	補助対象事業費 (C) = (A - B)	(A)に補助率を 乗じた額 (D)	補助金申請額 (E)	自己負担額 (F) = (C - E)	計 (G) = (B + E + F)
	円		円	円		円	円	円
合計								

(注) 1. 「補助対象事業の内訳」の欄には、自動車事故救急法普及事業の実施に要した経費の費目（講師謝金、旅費、会場費、教材費等）を記入すること。  
 2. 「積算内訳」の欄には、支出済額（A）の算出根拠となる単価、計算式等を記入し、関連する書類（請求書、領収書等）を添付すること。  
 3. 「補助金申請額（E）」の欄には、「補助対象事業費（C）」、「（A）に補助率を乗じた額（D）」、補助金交付決定額（変更されたときは、変更後の額）のいずれか低い額を記入すること。

